

ごか

五霞町 広報

2019
3 月号
No.843



主な内容

- ◇コンビニ交付を利用しよう2,3
- ◇町長選挙及び町議会議員一般選挙
は4月21日(日)が投票日です等
.....4

【SIM-GOKA-MACHI 2030】

2月2日、五霞ふれあいセンターにおいて、第6次五霞町総合計画策定に向けての市民ワークショップを開催しました。
(詳細は、広報ごか4月号に掲載予定です。)

どこでも

いつでも

かんたんに

コンビニで 証明書とれます

3月や4月は就職や運転免許証など住民票が必要となるケースが増えてくると思います。その際に便利なのがマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスです。役場まで来ていただくなくても近くのコンビニで住民票と印鑑証明が一件につき、200円で発行できます。同じ世帯の方の住民票も取得できますので、ぜひ、ご利用ください。また、マイナンバーカードを取得していない方は、申請をおすすめします。

朝から夜まで！！



- コンビニ交付は、毎日（年末年始12月29日から1月3日を除く）6時30分から23時までご利用いただけます。また、サービスをご利用いただける店舗は次のとおりです。
- セブンイレブン
- ローソン
- ファミリーマート
- セイコーマート
- イオンリテール
- ミニストップ

行政サービスをタッチ



店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押していただけますと利用が開始されます。あとは、画面の指示に従って進んでください。印刷終了後、カードの置き忘れや証明書・つり銭の取り忘れがないようにご注意ください。

○マイナンバーカードの取得状況

（単位：％）

	申請率	交付率	備考
五霞町	37.1	34.6	▲県1位
茨城県	14.5	12.1	全国3位
国	15.2	12.4	(申請率)

（平成30年12月31日現在）

ポイント！！

カード申請の際にコンビニ交付（利用者証明用電子証明書）を不要とした場合、コンビニ交付を利用できません。ご希望の際は、平日に町民税務課①窓口で申請してください。



かんたん窓口サービス



「カードは作ったけどコンビニで取得するのは不安」という方は、役場に来庁して、かんたん窓口をぜひ、一度ご利用ください。職員が操作方法を説明させていただきます。

かんたん窓口では、マイナンバーカードをお持ちであれば、住民票の写しと印鑑登録証明書が申請書を書かずに1件300円で発行できます。

4ケタの暗証番号



コンビニ交付を利用するには、4桁の暗証番号の入力が必要です。お手元の控え等でご確認ください。

暗証番号を忘れてしまった場合は、改めて暗証番号を設定していただくこととなります。また、3回間違えるとロックがかかります。ロックを解除するには、どちらも本人がマイナンバーカードを持って、町民税務課①窓口までお越しください。

かんたん申請!



常設型の撮影スペースで職員が顔写真を撮影して、マイナンバーカードの申請をお手伝いしています。

- 申請期間
3月15日(金)まで
- ※期間の延長は未定
- 申請受付時間
平日9時から17時まで
(12時から13時を除く)
- 申請場所
町民税務課①窓口
- 持ち物
・通知カード
・個人番号カード交付申請書
(通知カード下部分)
- ※ない場合は認め印
・本人確認書類
※運転免許証、パスポートなど
写真付き。ない方は、健康保険証、年金手帳などの身分証明書2点が必要。

○お知らせ○

5月25日(土)をもって土曜窓口を終了いたします。

6月1日(土)からの土曜日、日曜日、祝日(8時30分から17時15分まで)は、「かんたん窓口サービス」を利用して、住民票と印鑑証明が発行できます。「かんたん窓口サービス」は、マイナンバーカードをお持ちでないと利用できませんので、早めの申請をお願いします。

戸籍謄抄本は、平日に来庁していただくか、郵送請求をご利用ください。ご理解のほど、よろしくお願いします。

○お問い合わせ 町民税務課 町民 G ☎(84)1965 (直通)

町長選挙及び町議会議員一般選挙 は4月21日(日)が投票日です

任期満了に伴う町長選挙及び町議会議員一般選挙の投票日は、4月21日(日)です。

私たち町民の代表を選ぶ大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

告示日 4月16日(火)

投票日 4月21日(日)

立候補予定者説明会

・日時 3月20日(水)

午前10時から

・場所 役場2階 第3会議室

※当日、説明会で使用する立候補の手引は、有償になります。

○立候補の手引 1,080円



政治家の寄附禁止

◎政治家の寄附禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、い

かなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚式及び披露宴における祝儀

②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

※①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。

◎政治家に対する寄附の勧誘及び要求の禁止

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることは禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。

また、政治家名義の寄附を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◎後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪・香典・祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により、行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、処罰されます。

◎年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。

◎あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞又は雑誌などにより有料の広告を出すと処罰されます。

また、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めるとも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

◎お問い合わせ

町選挙管理委員会(総務課内)

☎(84)1111(内線213)

政治家の寄附は禁止!
有権者が求めるのもダメ!



中の島公園のお知らせ

利根川と江戸川の分岐点に位置する中の島公園の「こぶし」は、高さ約13m、幹回り約3.7mで関東最大級・最長寿と言われていますが、ここ数年、老齢や昨年の台風の影響により、上部の枝に枯死や衰弱が見られていたことから保全対策を実施しています。こぶしの保護のため、周囲の柵内への立ち入りはご遠慮ください。

また、情報・防災ステーションごかの駐車場は、第1、第3月曜日は閉鎖となります

ので、お出掛けの際は、ご注意ください。

◎お問い合わせ

産業課 地域振興G

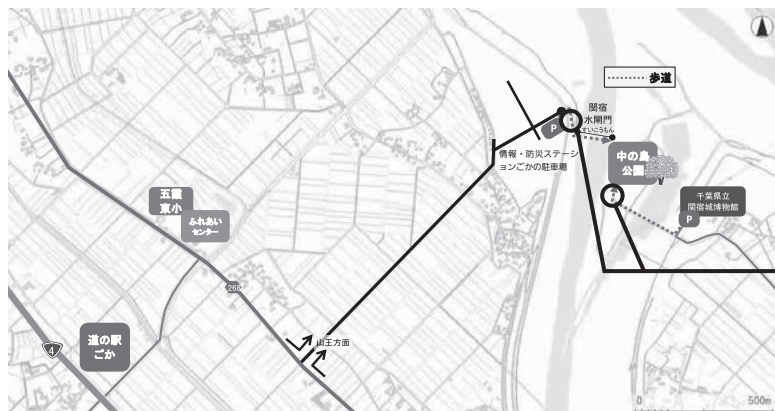
☎(84)2582(直通)

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願います。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願います。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願います。

2月25日(月)から3月10日(日)まで、工事により左記歩道が通行止めとなります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解よろしくお願います。



1月18日、五霞中学校で

選挙啓発活動を行いました

昨年に引き続き、町選挙管理委員会と五霞中学校が連携して、「選挙啓発講座」と「生徒会役員選挙（投票体験）」を行いました。

【選挙啓発講座】

全生徒約180人を対象に、町選挙管理委員会書記が講義をしました。

生徒たちは、選挙の仕組みや投票手順などを知り、投票がいかに大切かを学びました。



【生徒会役員選挙（投票体験）】

来年度の生徒会役員を決めるため、3年生は実際の選挙と同じように投票を行いました。町で使用する本物の選挙機材（投票記載台、投票箱等）を使用し、また、町選挙管理委員会委員が投票管理者及び投票立会人を務めたことで、緊張感のある本番さながらの投票となりました。

〈投票用紙の交付〉

投票用紙自動交付機を使用し、生徒に投票用紙を交付しました。



〈投票箱への投函〉

記載台で記入後、投票用紙を投票箱へ投函しました。



投票終了後、生徒たちは本物の投票用紙に触れ、より一層選挙に関心をもちました。

自分の意見を政治に反映させるため、18歳になったら必ず選挙に行きましょう！



夢について考える授業が

五霞東・西小学校で行われました

1月30日、五霞町商工会青年部主催による(財)日本サッカー協会の「JFAこころのプロジェクト」が五霞東・西小学校で5年生を対象に開催されました。

「夢の教室」は、今回で9回目となり、「夢先生」を小学校に迎え、児童たちに「夢」をテーマに授業を行っていただくものです。

夢の教室は90分で行われ、前半は、夢先生と一緒に体育館で体を動かし、児童たちは緊張がほぐれ、楽しそうに体を動かしていました。



今回の夢先生を紹介します。

○石野 枝里子 先生

2006年、スピードスケート選手としてトリノオリンピックに出場。4種目に出場し、チームパシュートで4位入賞を果たしました。

また、2011年のワールドカップ5,000mで日本記録を樹立。現在も同記録を保持しています。

2014年に現役を引退し、現在は(公財)日本オリンピック委員会(JOC)が進めるNTC(ナショナルトレーニングセンター)活用事業の拠点ネットワーク推進事業で活動しています。

小型家電製品のリサイクルにご協力ください

携帯電話やゲーム機などの小型家電製品は、貴金属やレアメタルを多く含んでいることから、都市鉱山と呼ばれ、近年注目を集めています。

町では、リサイクルの取り組みとして、回収ボックスを設置し、使用済み小型家電を資源物として回収しています。回収した小型家電は再資源化され、貴金属やレアメタルは再び家電などの原材料として利用されます。

ごみの減量化を進めるとともに、限りある資源を有効に活用するため、みなさんのご協力をお願いします。

○回収ボックス設置施設

- ・ 役場
- ・ 中央公民館
- ・ B & G 海洋センター

○回収方法

町の公共施設に設置した「使用済み小型家電回収ボックス」に、対象製品を直接入れてください。

○回収品目

携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラ、リモコン、電卓、ACアダプター、デジタルオーディオプレイヤー、カーナビ、携帯ゲーム機、電子手帳、ノートパソコン、タブ



◆担当者からのお願い

使用済み小型家電を町が回収することにより、認定事業者へ確実に引き渡し、再資源化することができま

す。公害、不法投棄の原因となりますので、無許可の回収業者には、絶対に引き渡さないでください。

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

春の全国火災予防運動

3月1日(金)から7日(木)までは、春の火災予防運動が全国一斉で実施されます。

火災予防運動は、住民のみなさんに防火に対する意識を一層高めていただき、火災の発生を防止することにより、尊い生命や貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

みなさんの家庭や地域、職場を火災から守るよう十分に気をつけましょう。

《火の用心 7つのポイント》

- ①家のまわりに燃えやすいものを置かない
- ②寝たばこやたばこの投げ捨てはしない
- ③天ぷらを揚げるときは、その場を離れない
- ④風の強いときは、たき火をしない
- ⑤子供には、マッチやライターで遊ばせない
- ⑥電気器具は正しく使い、タコ足配線はしない
- ⑦ストーブには、燃えやすいものを近づけない

《消防団からのお願い》

春の火災予防期間中は、消防団員が夕方と夜間、管轄する行政区を巡回しますので、ご理解ご協力をお願いします。



火災発生時には、危険防止並びに迅速な活動を実施するため、現場周辺への立ち入り及び消防水利周辺への駐車などはご遠慮ください。



○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)3618 (直通)

幸手市さくらマラソン大会開催に伴う交通規制について

幸手市で開催されるマラソン大会により、幸手市内の県道幸手境線が一部通行できなくなります。

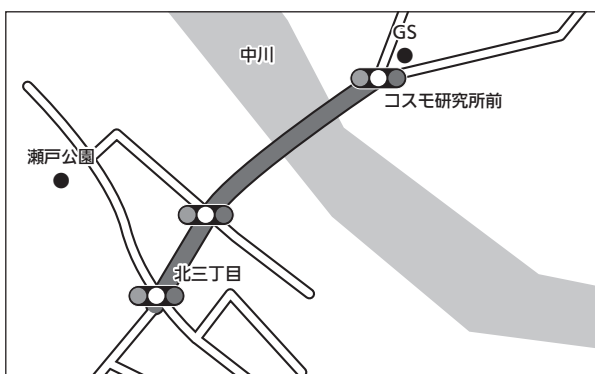
ご迷惑をおかけしますが、迂回にご協力ください。

○日時 4月7日(日)

午前9時～午前10時

県道幸手境線

「コスモ研究所前交差点」から「北3丁目交差点」まで



○お問い合わせ

幸手市役所 教育委員会
社会教育課
☎0480(43)1111

町職員の給与・職員数等の状況をお知らせします

町の人事行政の運営の公平性及び透明性を確保するため、町職員の給与、勤務条件などの状況を公表します。

◆職員給与などの状況

1 人件費（平成29年度普通会計決算）

住民基本台帳人口(29年度末)	歳出総額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考)28年度人件費率
8,699人	4,424,572千円	836,063千円	18.9%	18.5%

※人件費には、特別職に支給される給与、報酬などを含みます。

2 職員の初任給、平均給料月額（平成30年4月1日現在 一般行政職）

区分	初任給		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	大学卒	高校卒			
町	180,700円	148,600円	312,713円	343,074円	41.4歳
国	180,700円	148,600円	329,845円	410,940円	43.5歳

※平均給与月額は、給料のほか、毎月支給される手当（扶養、住居、通勤及び管理職手当）が含まれます。

※再任用職員は、含みません。

※平均給料及び平均給与月額は、人事院勧告後のものです。

3 期末・勤勉手当（平成30年4月1日現在）

区分	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月	0.90月
12月期	1.375月	0.90月
計	2.60月	1.80月

4 退職手当（平成30年4月1日現在）

区分	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

※五霞町は茨城県市町村総合事務組合に加入し、退職手当の支給率は同組合の条例に基づくものです。

5 特別職の給料など（平成30年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当支給割合	給料・報酬減額
給料	町長 798,000円	6月期 1.575月	町長は10%、教育長は5%給料減額しています。 (減額後給料月額) 町長 718,000円 教育長 541,000円
	副町長 622,000円		
	教育長 570,000円		
報酬	議長 355,000円	12月期 1.725月	
	副議長 316,000円		
	議員 301,000円	計 3.3月	

◆職員数に関する状況

1 級別職員数の状況（一般行政職）（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事 主事補	主任	副主幹 主査	主幹	主席主幹 主幹	課長 参事	課長	
職員数	19人	11人	29人	16人	5人	9人	3人	92人
構成比	20.7%	12.0%	31.5%	17.4%	5.4%	9.8%	3.2%	100.0%

※税務職及び企業職を除いた人数です。

2 部門別職員数（各年4月1日現在）

区分	職員数	対前年増減数	
部門	29年	30年	増減数
一般行政部門	75人	77人	2人増
特別行政部門	10人	10人	—
公営企業等会計部門	18人	17人	1人減
合計	103人	104人	1人増

※条例定数は、125人です。

※障害者への法定雇用率は達成しています。

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分と定められており、原則、毎週月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分の勤務となります。なお、正午～午後1時の間は、休憩時間となります。

2 育児休業などの取得状況

育児休業とは、3歳に満たない子を養育するため職務に従事しないことを可能とする制度で、育児休業期間は、無給となります。平成29年度に育児休業を取得した職員は、1人です。

3 年次有給休暇の取得状況

(各年平均)

平成29年	平成30年
9.3日	9.3日

○お問い合わせ

総務課 総務G ☎(84)1111 (内線213)

◆職員の研修の状況

(平成29年度実績)

研修区分	コース数	参加人数
市町村アカデミー	2	8
自治研修	24	45
一般研修	22	38
階層別研修	2	7
メンタルヘルス研修	1	82
人事評価者研修	1	29
その他研修	4	103

※参加人数は、延べ人数です。

高塚留藏氏が統計調査員として経済産業大臣表彰を受賞しました

1月22日、茨城県庁において「平成30年度茨城県統計功労者表彰式」が開催され、長年にわたり各種統計調査に従事し、功績のあった高塚留藏氏が経済産業大臣表彰を受賞しました。

この表彰は、経済産業省所管の統計調査に功績のあった調査員の中から「工業統計調査」、「商業統計調査」、「経済センサスー活動調査」などの「構造統計調査」に15回以上従事し、県知事から推薦のあった方が対象となります。

高塚氏は、この構造統計調査に21回従事し、統計調査員として多大な貢献をいただきました。



元栗橋新田地区で「かがり火」が行われました

1月13日の夕方、元栗橋新田地区にある「新成会」の主催で、13回目を迎える「かがり火」が行われ、新田地区の多くの方々が参加しました。当日は、大小2つのやぐらが作られ、年男、年女が火を入れると、大きな炎が舞い上がりました。そして、各世帯から持ち寄った、しめ縄や熊手、破魔矢などを焼いた火で、繭玉だんごや餅を焼いて食べ、無病息災を願いました。



また、この時、燃え始まった小さなやぐらの炎から採火された火はラントンに移され、染谷町長へ手渡されました。

この火は、今年度に採火された他の5つの火とともに、2019年9月に開催される「いきいき茨城ゆめ国体2019」のための炬火として、今後のイベントに活用されます。

五霞中学校、東・西小学校で租税教室が行われました

12月4日、五霞中学校（3年生対象）、11日に東小学校、17日に西小学校（共に6年生対象）において、租税教室が行われました。

租税教室は、次代を担う児童、生徒が租税の意義や役割を正しく理解し、社会の在り方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的としています。

講師の松本幸子さん（古河法人会）から、税金の種類や仕組みについてを手作りの資料を使用して説明いただきました。

机や教科書にも多くの税金が使われていることを知った児童、生徒たちは、物を大切にしっかりと勉強できる環境に税金の大切さを感じた様子でした。

みなさんが租税教室で学んだことや感じた気持ちを大切に、将来、社会で活躍することを願っています。



五霞町B&G海洋センター が表彰されました

五霞町B&G海洋センターがB&G財団の評価で最上位の「特A」表彰を受けました。

この評価は、平成15年度からB&G財団が所管する全国約471カ所のB&G海洋センターの事業実施状況、利用状況など50項目以上を点数化し、6段階にて評価するものです。今回の表彰では、平成29年度の運営内容が評価され、8年連続の受賞となります。

これも、利用者の方々の各種事業への参加、施設の適正利用、マナー向上等へのご協力の結果です。今後もB&G海洋センターは、各種体育活動の拠点となるような活動や運営をしていきますので、利用者みなさんには、今後もスポーツ活動の場としてご利用ください。



第6回いばらきっ子郷土検 定県大会に出場しました



2月2日、県立真民文化センター大ホールにおいて、第6回いばらきっ子郷土検定県大会（県内市町村代表44校、県立1校の全45校が出場）が開催され、五霞中学校2年生5人の生徒と応援生徒・教職員が参加しました。

一回戦では、記述問題、早押問題が出題されました。出場した生徒たちは、惜しくも一回戦で敗れてしまいましたが、県大会に向けて、練習を行い、県や各市町村の歴史や文化などを学ぶ機会となりました。

○五霞中学校代表生徒【敬称略】

大久保 悠太
金子 奈月
栗原 桜
染谷 優友
中島 歩

親と子のふれあい劇場& 冬の子ども教室「もちつき」が開催されました

2月3日、中央公民館講堂において、青少年相談員協議会・子ども会育成会主催による、親と子のふれあい劇場ミュージカル「冒険西遊記」が開催され、約110人の親子などが鑑賞しました。

普段、見ているテレビや映画などとは違う迫力に子どもだけでなく、大人のみなさんも見入っていました。歌やダンスで躍動感あふれるミュージカルを観て、親子などで楽しいひと時を過ごしました。



また、劇場終了後に開催された冬の子ども教室「もちつき」郷土体験」においては、杵と臼を使ったもちつき体験が行われました。

参加したみなさんは、五霞町産のもち米・きなこ・あんこ・大根を使用したもちを試食し、五霞町産の食材を堪能しました。

茨城県町村会民間自治功勞者として小澤佳男氏が表彰されました

2月18日、茨城県市町村会館において「平成30年度茨城県町村会自治功勞表彰式」が開催され、町村の発展に功績のあった小澤佳男氏が功勞者として表彰されました。小澤氏は、平成5年から22年間、統計調査員を務め、平成19年から10年間は、五霞町統計調査員連絡協議会会長として、国勢調査など各種統計調査に積極的に取り組まれました。

また、平成11年からは4期12年間の永きにわたり農業委員会委員として活躍されるとともに、自身で営む畜産業において、茨城県銘柄豚「ローズポーク」の飼育や出荷をされるなど本町の基幹産業である農業の振興と発展に大きく寄与されました。



五霞町体育協会が環境美化活動を実施しました



2月3日、中学校ナイター照明付き野球グラウンド、ごかみずべ公園、東・西小学校体育館、西小学校グラウンド、B&G海洋センター体育館において、五霞中学校野球部、五霞町体育協会などの団体から約200人が参加し、環境美化活動が行われました。

当日は寒い中にもかかわらず、日頃利用している場所で見なさん熱心に作業を進めていました。各施設ともプレーに支障をきたしていた箇所などが整備され、今後気持ち良くプレーすることができるようになりました。

第28回子どもドッジボール大会が開催されました

1月20日、B&G海洋センターにおいて、第28回子どもドッジボール大会が行われました。例年、各行政区対抗戦によるトーナメント方式で行いますが、今年は各チーム総当たりによるリーグ戦を行い、子どもたちは、声援を受けながら白熱した試合を見せてくれました。

結果は、上位3チームが5勝1敗で並び、得失点差で次のような順位になりました。来年も多くの参加をお待ちしています。

- 結果 優勝 原宿台A
- 準優勝 新田
- 第3位 大福田



優勝した原宿台Aチーム

五霞歩楽里会研修会が行われました



1月12日、五霞歩楽里会研修会が行われ、厳しい寒さの中、30人の方に参加いただき、「くりはし八福神」を回りました。

七福神に吉祥天を加えた八福神めぐりは、栗橋駅を起点に、埼玉ふるさと自慢100選に入選した約10kmのコースを3時間半ほどで回るものでした。

台紙に各寺院で朱印を押ししたり、途中で甘酒をいただいたりしながら、栗橋宿の街並みや田園風景を眺めながらのウォーキングを楽しみました。

- 南児童館 ☎(84)3456
- 3月の行事予定
- 4日(月) ドッジボール大会
 - 8日(金) にこにこ広場
 - 11日(月) 工作に挑戦
 - 12日(火) 避難訓練
 - 19日(火) お楽しみ会

児童館 こどもの ひろば

- 西児童館 ☎(84)2321
- 3月の行事予定
- 1日(金) ちびっこ広場
 - 7日(木) ピンポン
カップインゲーム
 - 12日(火) 避難訓練
 - 15日(金) ちびっこ広場
 - 18日(月) 手作りクッキング
 - 22日(金) 春のお楽しみ会
 - 27日(水) ドッジボール大会



福笑いをしよう～南児童館～

1月11日、南児童館では、正月に遊ぶ日本古来の伝統的なものである「福笑い」を楽しみました。

顔の形に切り抜いた厚紙の上に、目や鼻、口などのパーツを目隠しした人が適当な位置に並べていくというゲームです。

それぞれのパーツが重なってしまい、顔全体がユニークになり、「福笑い」を満喫しました。また、バランスよく上手に並べられた子もいて、みんなが感心していました。

今後も、昔遊びを行事にたくさん取り入れて、日本古来の伝統の良さや楽しさを実感してもらいたいと思います。



昔あそび～西児童館～

1月10日、西児童館では、昔懐かしい羽子板、ベーゴマ、けん玉、めんこ、かるた等の昔あそびを行いました。

各々好きなあそびを選び、職員に遊び方を教えてもらい取組んでいましたが、現代のおもちゃと違い難しそうでした。

特に、人気だったのが、羽子板遊びでした。最初は、羽子板に羽を当てることができず、なかなか羽根突きが始まりませんでした。少し練習すると羽子板に羽が当たりサーブが打てるようになったのでゲームの開始です。ルールとしてゲームに負けた子には、墨の代わりに黒丸の小さなシールを貼りました。職員も負けて、子どもたちから黒丸のシールを貼られていました。

子どもたちの笑い声と羽根突きのカーンカーンという音が館内に響きわたりました。

- 4月から始まる西児童館「ちびっこ広場」・南児童館「にこにこ広場」の申し込みを次のとおり受付します。
- この広場は、読み聞かせや手遊び等の活動を通して親子のふれあいを深めるとともに、親同士の情報交換ができる場を目標としています。
- 対象者
五霞町に住所を有している方で、1歳の誕生日の翌月から未就園児の幼児と保護者
- 開催日時
・西児童館
第1・3金曜日
午前10時30分～正午
・南児童館
第2・4金曜日
午前10時30分～午前11時30分
- 期間
平成31年4月から翌年3月まで
(学童長期休業期間は、休み)
- 活動内容
幼児体操、手遊び、紙芝居、親子製作、季節の行事、お誕生会など
- 参加料 無料
- お申し込み
登録制となります。
3月1日(金)から随時各児童館にて受付します。お申し込みください。
- お問い合わせ・お申し込み
・ごか西児童館 ☎(84)2321
・ごか南児童館 ☎(84)3456
(詳細については、各児童館にお問い合わせください。)

平成31年度
幼児教室募集

ごかの お知らせ

(No.522)

お知らせ

所得の確定申告は3月15日までです

(町民税務課)

平成30年中の所得における確定申告の期日は3月15日(金)までです。

申告を必要とする方で、まだ申告がお済みでない方は、必ず期日内に申告をしてください。

○所得税の申告が必要な方

- ・平成30年中の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ・給与を1か所から受け、退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後(金額)の合計額が20万円を超える方

・給与を2か所以上から受けている方

・事業所得や不動産所得などがある方で、平成30年中の各種所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

○町民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、本町に住民登録がある方で、次に該当する方。

- ・所得税の申告は不要とされるが、事業所得(農業所得を含む)や不動産所得がある方
- ・平成30年中の所得がなく、税法上において、どなたの扶養にもとられていない方(所得がない旨の申告をいただきます)。

○無申告によって起きる問題

・申告義務者が申告をせず、後に所得等が判明すると、遡って課税され、加算税がかかる場合があります。

・前年所得を算定の基礎とする税(町民税、国民健康保険税等)の正確な課税ができません。

・所得証明書等の交付ができなため、様々な手続きに支障をきたします。

・所得判定を要する様々な行政サービスが受けられません。

※所得の申告は義務付けられており、無申告である場合の不利は本人だけでなく、ご家族(世帯員)へもおよぶ可能性があります。申告義務のある方は、必ず所得の申告をしてください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

乳がん・子宮頸がん集団 検診追加申込みのお知らせ

(健康福祉課)

保健センターで行う乳がん・子宮頸がん検診の追加申込みがあります。受診を希望される方は、追加申込期間に健康福祉課へご連絡ください。

検診日の1週間前に婦人科検診票を郵送しますので、検診日等の内容をご確認ください。

※しこり等の自覚症状がある方は、早めに医療機関にて受診してください。

○検診日 3月16日(土)

○受付時間

・乳がんのみ
午前10時～午前10時30分

・乳がん・子宮頸がん
午後0時30分～午後1時

○受付期間

3月1日(金)～12日(火)
午前9時～午後5時

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006(直通)

「子ども予防接種週間」について

(健康福祉課)

3月1日(金)から3月7日(木)までは、「子ども予防接種週間」です。

母子健康手帳で、接種もれがないかをご確認ください。

①麻疹風しん混合ワクチン

第2期(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)で、まだ、未接種の方は、3月31日(日)までに接種してください。また、1歳になられた方は、早めに接種しましょう。

②日本脳炎

今年度、18歳(平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれ)で第2期接種が未接種の方、また、3歳になられた方は、早めに接種しましょう。

③二種混合ワクチン

対象者は、11歳以上13歳未満の方です。未接種の方は、早めに接種しましょう。

※予診票が見当たらない方は、再交付しますので、母子健康手帳を持参のうえ、健康福祉課⑤窓口までお越しください。

○お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室
☎(84)0006(直通)

土地・家屋価格等の縦覧について

(町民税務課)

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

○縦覧期間

4月1日(月)～5月7日(火)
(土・日・祝日を除く)

○縦覧場所

町民税務課④窓口

○縦覧できるもの

▼土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積

▼家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・構造・床面積

○縦覧できる方

▼土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所有されている方

▼家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税及び免税点未満の方は、縦覧することはできません

○手数料 無料

○縦覧に必要なもの

▼納税義務者本人

納税通知書、課税明細書又は運転免許証など本人が確認できるものをご持参ください。

▼納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人本人が確認できるものをご持参ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

平成31年度産米の生産数量目標に相当する数値について

(産業課)

茨城県から本町の平成31年度米の生産数量目標に相当する数値について、2,735トンが配分されました。

これに基づき、農家のみなさんへの配分予定面積は、水稲作付率58%、新規需要米等生産目標(転作目標)は42%の面積に換算して配分します。

本町は、主食用米の生産が過剰になっています。

食用米の在庫が積み上がると米価は下落する傾向ですので、引き続き、主食用米から月の光をはじめとする飼料用米(多収品種)への転換や需要に応じた生産をしていただきますよう、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)

五霞町合同家庭教育学級公演会「親子で楽しむ童謡いっぱい!」コンサートを開催します

(教育委員会)

茨城県出身の童謡歌手・歌のお姉さん 坂入姉妹をお招きし、子どもたちの大好きな童謡や手遊び、ディズニー、ジブリなど盛りだくさんのプログラムをお送りしますので、ぜひ、ご参加ください。

楽しい参加型コーナーや工夫をこらした演出もあり、子どもも大人もおじいちゃんもおばあちゃんも笑顔になれるコンサートです。

○日時 3月9日(土)

午前10時30分 開演

○場所 中央公民館講堂

○対象者 童謡コンサートを楽しむ方

○入場料 無料

○お申し込み方法

次のQRコードを読み込み応募フォームから又は電話でお申し込みください。



※通信費は、個人負担となります。

○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G

☎(84)1460 (直通)

募集

ふれあいセンター講座生

(総務課)

【生花教室 昼講座】

○日時 月2回

第2・4金曜日

午後1時30分から

○費用 教材費については実費

(1回900円程度)

○募集人数 8名

※はさみ等はご持参ください。

【生花教室 夜講座】

○日時 月2回

第1・3水曜日

午後7時から

○費用 教材費については実費

(1回900円程度)

○募集人数 8名

※はさみ等は、ご持参ください。

【親子ヨガ教室】

○日時 月2回

第2・4火曜日

午前10時30分～午後0時30分

○費用 無料

○募集人数 20名

※親子でも、一人でも可です。

【俳句講座】

○日時 月1回

第3金曜日

午後1時30分～午後4時

○費用 無料

○募集人数 8名

■共通事項

- ・受付期限 3月29日(金)
- ・対象者 町内在住、在勤者
- ・開講期日 4月から予定

※なお、定員に満たない場合は、開講しないこともあり、予めご了承ください。

○お申し込み・お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)

男性の料理教室

(健康福祉課)

○日時 3月14日(木)

午前10時～午後1時

(受付 午前9時40分)

○場所 保健センター

○対象者 町内在住の男性

○内容 簡単な家庭料理

○定員 15名(先着順)

○参加費 一人 300円

○持参する物 エプロン、三角巾

○お申し込み期限 3月11日(月)

○お申し込み・お問い合わせ

健康福祉課 健康支援室

☎(84)0006 (直通)

町の情報をメールマガジンで発信しています。ぜひご登録を!

※通信費は個人負担となります。

相談

生活相談

(総務課)

隣保事業（生活相談員）による生活相談（人権、福祉、教育、就業等）を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

ふれあいセンター

堀之内集会所

※各相談所の相談日程については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター

☎(84)3595 (直通)

消費生活相談

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。

お気軽にご相談ください。

○日時

3月13日(水)

午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

○場所

ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

障害者相談

(健康福祉課)

町では、障害者(児)やそのご家族などからの相談に応じ、その方に合わせた情報の提供・助言を行っている窓口があります。

この窓口には、専門の相談員が配置され、身体障害・知的障害・精神障害について障害者(児)がかかえる様々な悩み・問題などを一緒に考えていきます。事前に電話等でご予約いただければ、自宅訪問を行うこともできますので、ぜひ、ご利用ください。

○日時

3月7日(木)

午後2時30分～午後4時

○場所

役場1階 小会議室

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)



国民年金保険料の納め忘れにご注意を

年金制度は、「年をとったとき」、「病気やケガで障害の状態になったとき」、「死亡したとき」などに国が年金を支給し、本人又は家族の生活を守るという社会保障です。

みんながお互い協力して助け合い、将来を支え合う制度です。

保険料納付は、私たちの大切な義務ですので、納め忘れのないようにしましょう。

納付は便利で納め忘れのない口座振替を利用しましょう。

○お問い合わせ

下館年金事務所

☎0296(25)0829

消防車のサイレン音の違い

サイレン音の違いで災害の種類が分かります。

『ウゥ・カンカン』と警鐘

つきの場合は、火災の出勤をするとき、『ウゥ・ウゥ・ウゥ』とサイレン音だけの場合は、火災以外の救助・救急支援・警戒などの災害で出勤するときです。

○救急車を呼んだのに消防車が来てビックリしないで

救急車を呼んだのに、消防車が来たとき、驚かれることがあります。近くの救急車が出勤中ですが、救急隊が救急現場に到着するのが遅れるときや救急隊のみでは搬送や処置が困難な場合には、消防車も同時に出動し、救急隊の活動を支援します。

○お問い合わせ

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 消防救助課

☎(47)0135

渡良瀬遊水地ヨシ焼き実施のお知らせ

害虫の駆除、野火による周辺家屋への類焼防止及び湿地環境の保全等のため、次のとおりヨシ焼きを実施します。

風向きや上昇気流により、灰や煙が広範囲に飛散し、洗濯物への付着、庭や屋根への降灰等することがありますが、ご理解ご協力をお願いします。

○日時

3月16日(土)

午前8時30分～

※悪天候等で中止の場合、3月17日(日)又は3月24日(日)に延期となります。

○実施範囲

渡良瀬遊水地全域

○お問い合わせ

『渡良瀬遊水地ヨシ焼き連絡会』実施本部

☎02882(62)1161

家畜の飼育状況の報告について

愛玩用の家畜を飼育されている方は、家畜伝染病予防法により、毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を県に報告することになっていきます。

報告が必要な家畜は、次のとおりです。

・牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし

・鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ぼろぼろ鳥、七面鳥

これらを1頭(羽)でも飼育していれば、ペットであっても報告の必要があります。

犬、猫、うさぎ、インコなどは対象となりません。

報告用紙など詳しいことは、茨城県県西家畜保健衛生所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県県西家畜保健衛生所

☎0296(52)0345

自動車税の減免制度について

茨城県では、心身に障害のある方が自身が使用(所有)する自動車、障害のある方のために生計を同一にする方が使用(所有)する自動車、障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車について、一定の要件を満たす場合、申請による自動車税の減免制度を設けています。減免の対象となる自動車は、障害者の方1人につき1台(軽自動車を含む)です。

詳しい内容や申請方法については、茨城県県西県税事務所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県県西県税事務所

☎0296(24)9190

『若者の就労支援相談会を実施』就職の悩みはサポステで解決!

昨年度の相談件数1,163件、セミナー受講者数968人。相談・支援から本人に合わせた様々なサポートなど、就職決定のお手伝いをしています。まずは、出張相談会にどうぞ。

○日時 3月12日(火)
午後2時～午後4時

○場所 五霞町多目的集会センター相談室

○費用 無料

○相談員 いばらき県西若者サポートステーション相談員

○対象 就職で悩んでいる15歳から39歳までの若者又は保護者・関係者

○お申し込み 前日までの予約制

厚労省認定事業

いばらき県西若者サポートステーション

火曜～土曜

午前10時～午後6時
(日曜・月曜・祝日を除く)

・メール hola@iw-saposute.org

・ホームページ <http://www.iw-saposute.org>

※現在、県西若者サポステにて無料パソコン講座実施中。

きらめき！春休み子ども教室「サイクリングロードを走ろう！」を開催します

五霞町、野田市、境町の2県3市町のサイクリングロードを走ります。走行距離は約13km。

中央公民館を出発し、情報・防災ステーションごか、歴史的建造物である関宿水閘門を通り、多くの花や樹木が見られる中の島公園へ向かいます。そして、千葉県野田市の関宿城博物館、再び茨城県へ戻り、境町の菜の花を背景に五霞町を眺めます。

春風を感じながら自転車で数々の名所を巡り、五霞町の魅力を再発見しましょう。

○日時 3月26日(火)
午前9時 出発
正午 解散予定

※中央公民館集合・出発

○対象者 小学5・6年生

○定員 10名

※応募多数の場合は、抽選にて決定します。

○参加費 100円(保険代)

○お申し込み期限 3月13日(水)
※詳しくは学校で配付されたチラシをご覧ください。

○お申し込み・お問い合わせ 教育委員会 生涯学習G

☎(84)1460(直通)

☎(84)1460(直通)



サイクリングロード



関宿城博物館



大迫力の関宿水閘門

人権は身近なものです (総務課 人権推進室)

思いやりの心で明るい社会を

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人種や民族、性別を超えて万人に共通した一人ひとりに備わった権利です。

人権は難しいものと考えられがちですが、私たちの生活に密接に関係あることです。常に関心をもって自分の問題として考えてください。

同和問題の解決には

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられてきました。同和問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けるといって、重大な人権問題です。政府が、1969年(昭和44年)以降各種の特別対策を講じてきた結果、実態的差別は大きく改善され、2002年(平成14年)には特別対策も終了しました。

えせ同和行為を許さない

えせ同和行為とは、いかにも同和問題の解決に努力しているように装って不当な寄附を募ったり、高額な書籍を売り付けたりとといった行為を「えせ同和行為」といいます。示談金などとして不当な金銭要求をすることも同様です。このような行為の横行は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、同和問題の解決を拒む大きな要因となっています。えせ同和行為に対しては、行政機関や企業などが密接に連携し、不当な要求には毅然とした態度を取ることなどが必要です。

しかし、いまだに差別事象が後を絶っていません。この問題の解決には、国民一人ひとりが同和問題について、一層理解を

The 健康応援隊!.....♡

3月1日～8日は女性の健康週間です

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを支援するため、厚生労働省は「女性の健康週間」を定めています。

女性の体は女性ホルモンに影響され変化します。図はホルモンの変化と各時期の心と体の特徴、起りやすい健康障害を示しています。

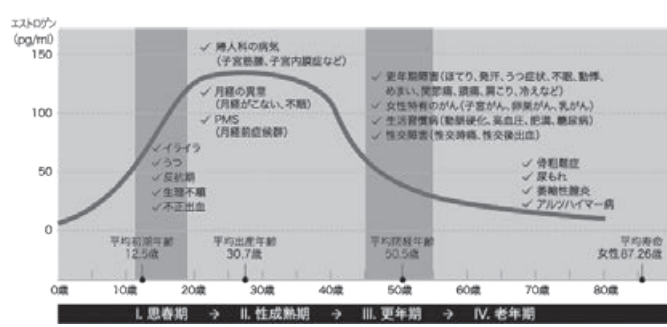


図 女性の体とホルモンの変化

思春期：初潮を迎え、エストロゲン（卵胞ホルモン）の分泌量が急激に増えます。
性成熟期：女性特有の病気もこの時期から増えてきます。

更年期：エストロゲンの分泌量が減少し、ホルモンバランスが乱れやすくなり、更年期障害といわれる心身の不調が現れます。
老年期：エストロゲンの分泌が停止し、少しずつ老化が始まります。しみやしわ、白髪が増え、骨が脆くなります。

これらの変化は普段の心がけや生活習慣により、個人差があります。町では3月に女性特有の病気である骨粗しょう症予防教室、乳がん・子宮頸がん検診を実施します。(表) この機会に、自分のからだ向き合ってみましょう。

教室/検診	日時	内容	募集
骨粗しょう症予防教室	3月8日(金) 10:00～13:00	・骨密度測定 ・調理実習	要申込
乳がん・子宮頸がん検診	3月16日(土) 乳がんのみ 10:00～ 乳・子宮頸がん 12:30～	乳がん検診 ・マンモグラフィー検査 ・超音波検査 子宮頸がん検診 ・子宮頸部細胞診	12ページ参照

○お問い合わせ：健康福祉課 健康支援室 ☎(84) 0006 (直通)

(健康福祉課 保健師)

学校コーナー

考え進め未来へ

五霞中学校

五霞中学校3年生は、1学期から学習相談、三者面談等を継続して行い、進路実現に向け全力で頑張ってきました。3月7日には、卒業証書授与式が挙行されます。中学校の3年間は、忘れられない一生の思い出になることでしょう。

◇貴重な体験で学んだこと

三年 戸来 愛晴

私は、三年間の中学校生活の中で、たくさんの貴重な体験をさせてもらいました。職場体験では、川妻認定こども園おひさままで保育士の体験をしました。とても有意義で楽しい体験でした。仕事は、賃金を得るだけでなく、働く喜びや楽しさがあることを学び、仕事に対するイメージが大きく変わりました。三年間中学校で学んだことを忘れず頑張っていきたいと思います。



◇努力を重ねた三年間 三年 三田 舞香

私は三年間、英語インタラクティブプログラムに参加しました。練習は厳しく大好きな英語が嫌いになりました。しかし、その度に仲間や先生に支えられ、三年生最後の大会では最高のパフォーマンスをすることができました。今では後輩に英語の楽しさを教える活動をしています。今後身に付けた英語力を、いろいろな場面で生かしていきたいと思います。

◇全力で走った体育祭 三年 内田 翔大

三年間を振り返るといろいろな思い出ができました。その思い出の中でも特に印象に残っているのが、三年生の体育祭です。クラス対抗リレーの走者となり、緊張した中で、バトンを受けました。クラスの優勝を信じ精一杯走り、一人を抜き、二位でゴールしました。そして、クラス対抗で総合優勝することができ、最高の思い出になりました。



1	金	ちびっこ広場(西児童館) すくすく相談(保健センター)	可燃ごみ 日赤
2	土		西南
3	日	消防春季点検式(中央公民館)	西南
4	月	ドッジボール大会(南児童館) 道の駅ごか定休日	可燃ごみ 西南
5	火		缶類 西南
6	水	1才6ヶ月児健診(保健センター)	可燃ごみ 西南
7	木	障害者相談日(小会議室) ピンポンカップインゲーム(西児童館) ふれあいハート教室(保健センター)	びん類・ペットボトル 西南
8	金	にこにこ広場(南児童館) 骨粗しょう症予防教室(保健センター)	可燃ごみ 日赤
9	土	家庭教育学級合同公演会・童謡コンサート(中央公民館) うたごえサロン(中央公民館)	西南
10	日		日赤
11	月	工作に挑戦(南児童館)	可燃ごみ 西南
12	火	避難訓練(南児童館・西児童館) 親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	紙類 古河
13	水	消費生活相談窓口(ひばりの里)	可燃ごみ 西南
14	木	生活困窮者自立相談支援事業巡回相談日(役場1階小会議室) 男性の料理教室(保健センター)	不燃性粗大ごみ 西南
15	金	確定申告受付期限(土・日・祝日除く) ちびっこ広場(西児童館)	可燃ごみ 日赤
16	土	乳がん・子宮頸がん検診(保健センター) スポーツ少年団卒団式(B&G海洋センター)	西南
17	日	子ども野外体験活動	友愛
18	月	手作りクッキング(西児童館)	可燃ごみ 西南
19	火	お楽しみ会(南児童館)	缶類 西南
20	水		可燃ごみ 西南
21	木	【春分の日】	びん類・ペットボトル 西南
22	金	春のお楽しみ会(西児童館)	可燃ごみ 日赤
23	土		西南
24	日		西南
25	月		可燃ごみ 西南
26	火	子ども教室サイクリングに行こう!(三県) 親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	可燃性粗大ごみ 古河
27	水	ドッジボール大会(西児童館)	可燃ごみ 西南
28	木		不燃ごみ 西南
29	金	町税等夜間収納(各窓口)	可燃ごみ 日赤
30	土		西南
31	日		西南

小児医療輪番制

輪番日…月～土曜日:午後6時～午後11時
日曜日・祝日:午前9時～午後4時

西南 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111
日赤 古河赤十字病院(古河市)……………☎23-7111
友愛 友愛記念病院(古河市)……………☎97-3000
古河 古河総合病院(古河市)……………☎47-1010

※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療を対応しています。

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。

茨城子ども救急電話相談

平日…午後5時30分～翌朝9時
休日…午前9時～翌朝9時【休日】日曜・祝日・
年末年始(12/29～1/3)

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは、短縮ダイヤル#8000
その他の電話からは☎03-5367-2367

茨城おとな救急電話相談

平日…午後5時30分～翌朝9時
休日…午前9時～翌朝9時【休日】日曜・祝日・
年末年始(12/29～1/3)

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは、短縮ダイヤル#7119
又は☎03-5367-2365

茨城県緊急医療情報コントロールセンター

休日や夜間に救急対応している小児科医療機関をお探しのとき 年中無休/24時間
☎029-241-4199

土曜窓口

▶開設日 土曜日(祝日を除く):午前8時30分～正午
申請・請求できる方

住民票※	本人及び同一世帯の方
戸籍謄本・抄本※	本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
印鑑証明	印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。
○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎84-1965(直通)

夜間収納窓口

▶3月の開設日 29日(金):午後5時15分～7時

町税等	町民税務課(役場)税務G ☎84-1966
介護保険料	健康福祉課(役場)高齢者支援G ☎84-0006
上下水道料金・下水道受益者負担金	上下水道課(川妻浄水場)水道G・下水道G ☎84-3000

3月の納税

▶納期限…4月1日(月)まで

後期高齢者医療保険料	随時 町民税務課 税務G ☎84-1966
保育料	3月分 健康福祉課 社会福祉G ☎84-0006

人口と世帯

2月1日現在 住民基本台帳から
()内は外国人登録で内数

総人口	8,612人 (176人)
前月比	-1人 (+5人)
男	4,350人 (97人)
女	4,262人 (79人)
世帯数	3,244世帯(104世帯)



町公式ホームページ

ご意見・ご要望をお待ちしています。 → 町長(直通) ☎84-1550

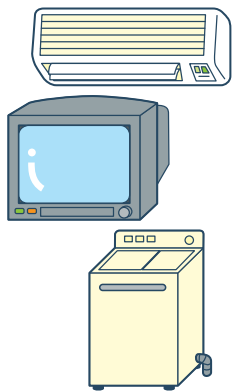
→ 総務課広報担当 ☎84-1111(内線214)

みんなで守ろう きれいな環境

不法投棄は許しません！



町公式twitter https://twitter.com/goka_town
 町公式facebook <https://www.facebook.com/goka.town>
 メールマガジン https://www.town.goka.lg.jp/mm_pro/



※昨年4月から本年1月末日までの不法投棄件数

ごみの種類	件数
産業廃棄物	8
家電等	2
その他ごみ	5
合計	15

以下に罰金を科せられます。以下の懲役又は1,000万円

【不法投棄は犯罪になります】

毎年、多くの不法投棄が発生しています。不法投棄されたごみは、一般家庭から出されたごみや処分するために費用が伴う家電リサイクル対象商品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）などで、悪質な事案が目立ちます。



回収されたごみ

【不法投棄の多い場所】

不法投棄が多発する場所としては、雑草が伸びてしまい管理が行き届いていない状態の土地や夜間人気のない公園など、目が届きにくい場所があげられます。

【土地の所有者には管理責任があります】

土地の所有者（管理者）には、その土地の管理責任を果たす義務があります。

万が一、不法投棄をされてしまい、投棄者が判明しないときには、その土地の所有者（管理者）に投棄物の撤去をお願いします。

日頃から、所有する土地の雑草が伸びていないかなどきちんと管理し、不法投棄をされないような対策をしてください。

【不法投棄をなくすには】

町では、不法投棄が多発する箇所を重点的にパトロールし、不法投棄の防止に努めてきましたが、残念ながら解決には至っていません。不法投棄の根絶には、地域ぐるみで監視の目を光らせることが効果的であると言われております。地域のみなさんご協力をお願いします。

【不法投棄を見つけたら】

不法投棄をしている現場を見つけたら、110番通報をするか、次のフリーダイヤルまで連絡してください。

0120-53-6380

（いつもみんなでむらなくみはれ）

110番



お問い合わせ

生活安全課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

ホームページ <https://www.town.goka.lg.jp/>

メール mail@town.goka.lg.jp

発行/五霞町役場 〒306-0392

茨城県猿島郡五霞町大字小福田1162-1 ☎0280(84)1111(代)

☎0280(84)1478(代)

